

施設等利用給付認定申請の案内

○幼児教育・保育の無償化

認可外保育施設(企業主導型保育所を除く。)にのみ在籍していることも又はいずれの保育施設にも在籍していないこともで、「保育を必要とする事由」がある場合は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動事業の利用料を一定の範囲で無償化しています。

無償化の対象となるためには、施設等利用給付 2 号認定又は 3 号認定を受ける必要がありますので、市に施設等利用給付認定申請をしてください。なお、申請は随時受け付けています。

※施設等利用給付 2 号認定又は 3 号認定を受けた日以降の認可外保育施設等の利用料を無償化します。申請日より前に遡って認可外保育施設等の利用料を無償化することはできません。

・施設等利用給付 2 号認定:満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を経過した就学前こどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。月額 3.7 万円まで無償化となります。

・施設等利用給付 3 号認定:0 歳から満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある就学前こどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、市町村民税非課税世帯であるもの。月額 4.2 万円まで無償化となります。

○施設等利用給付認定申請の方法

施設等利用給付認定申請する場合は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」及び「保育を必要とする事由を証明する書類」を保育所幼稚園課に提出してください。

※保育所幼稚園課で申請書を受け付けた日が申請日となります。

※「保育を必要とする事由を証明する書類」は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」の裏面で御確認ください。

※「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」及び「保育を必要とする事由を証明する書類」のうち所定用紙があるものは、市ホームページ及び保育所幼稚園課で取得できます。

<「保育を必要とする事由」についての留意事項>(裏面参照)

- ① 「就労」の事由について、1 月当たり 48 時間以上の労働が常態としているとは認められない場合、認定開始日に遡って認定を取り消し、施設等利用費の返還を求めることがあります。
- ② 「妊娠・出産」の事由で認定する場合、それまでの就労の状況により「育児休業中の継続利用」の事由で認定できない場合があります。
- ③ 「育児休業中の継続利用」の事由について、育児休業から復職しないまま自己都合等で退職した場合、「育児休業中の継続利用」の認定開始日に遡って認定を取り消し、施設等利用費の返還を求めることがあります。

○施設等利用費の支給方法

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の利用料はお支払いいただきます。

その後、施設等利用給付認定の有効期間に利用した認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の利用料を 3 か月分ごとに市役所が支給(償還払)します。

問い合わせ先:松江市 こども子育て部 保育所幼稚園課 認定入所係 TEL:0852-55-5312

保育を必要とする事由については、裏面を御確認ください。

主な保育を必要とする事由		施設等利用給付認定の有効期間
就 労	1 月当たり 48 時間以上労働することを常態としている。 ※産前産後休暇又は育児休業を取得している期間は、保育を必要とする事由は「就労」にはなりません。	認定起算日から最長で施設等利用給付認定こどもが小学校就学の始期に達するまでの期間 ※有期雇用の場合は雇用満了日が属する月の末日までの期間となります。
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか又は出産後間がない。	出産予定日前 8 週（多胎児は 14 週）の初日が属する月の認定起算日から、出産日（出産予定日で認定した場合は出産予定日）から起算して 8 週を経過する翌日が属する月の末日までの期間
疾 病 ・ 障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有しており、保育困難である。	認定起算日から最長で施設等利用給付認定こどもが小学校就学の始期に達するまでの期間
常 時 介 護	同居の親族を常時介護している。 ※被介護者が介護保険制度の要介護状態区分において要介護 2 以上又は重度障がい有する場合のみ対象となります。	同上
常 時 看 護	同居の親族を常時看護している。 ※被看護者が乳児（0 歳）の場合は、家庭において必要な医療的ケアが常時必要でなければ保育の必要性は認められません。	同上
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている。 ※教育・保育給付認定（企業主導型保育施設含む）又は施設等利用給付認定のいずれかで年度内に最大 2 回まで認定します。ただし、求職活動による認定後、1 か月以上「求職活動以外の事由」が認定されている場合のみ、2 回目の求職活動が認定されます。 ※求職活動で認定を受けた翌年度に求職活動で再度認定を受ける場合は、以前の有効期間から 1 か月以上の期間を空ける必要があります。	認定起算日から、同日から起算して 75 日を経過する日が属する月の末日までの期間 ※求職活動の回数は世帯で勘定し、兄弟姉妹が既に求職活動で認定を受けている場合は、当該認定の有効期限までとなります。
就 学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している。	認定起算日から最長で保護者の卒業予定日が属する月の末日までの期間
職 業 訓 練	公共職業能力開発施設などにおいて行う職業訓練を受けている。	認定起算日から最長で保護者の修了予定日が属する月の末日までの期間
育 児 休 業 中 の 継 続 利 用	<u>育児休業を取得する前から就労により継続して預かり保育又は認可外保育施設を利用（認可保育所と同程度の継続的な役務の提供であること）し、出産後も継続して利用している。</u> ※一時預かり保育、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助支援事業は適用されません。	認定起算日から保護者の育児休業が満了する日の属する月の末日までの期間又は当該育児休業に係るこどもが満 2 歳に達する日の属する月の末日までの期間のいずれか短い期間

※施設等利用給付認定の有効期間は施設等利用給付 2 号認定の場合を記載しています。